

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

制定 平成26年4月1日 空大会第406号

独立行政法人航空大学校 理事長

1. 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

調達方針の適用範囲は、宮崎本校、帯広分校及び仙台分校とする。

3. 対象となる施設等

調達の対象となる施設等は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

4. 調達を推進する物品等

調達を推進する物品等については「別紙1」に定める

5. 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績と同等以上を目標とする。

6. 物品等の調達の推進

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、予算の適正な使用並びに透明性の確保に留意しつつ、次の取組を行う。

(1) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

(イ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分割発注を行うなど発注方法を考慮するよう努める。

(ロ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう適切な納期の設定等に努める。

(ハ) 帯広、仙台両分校において使用される物品等については、当該両分校が存する地域周辺の障害者就労施設等を積極的に活用するよう努める。

(2) 随意契約等の活用

(イ) 物品等の調達について、独立行政法人航空大学校契約事務取扱要領（以下「契約事務取扱要領」という。）第48条に基づく随意契約を積極的に推進する。

(ロ) 競争参加資格を定めるに当たっては、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 調達推進体制の構築

障害者就労施設等からの物品等の調達推進体制を別紙2のとおりとする。

7. 調達実績の概要の公表等

毎会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、法第7条第1項の規定に基づきその概要を速やかに航空大学校ホームページに公表するとともに、国土交通大臣を通じて厚生労働大臣に通知するものとする。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種 別	品 目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖など
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 5 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 6 項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者総合支援法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

別紙 2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推進本部長
推進副部長
推進本部員

理事長
教頭、審議役
宮崎本校実科首席
宮崎本校学科首席
宮崎本校総務課長
宮崎本校教務課長
宮崎本校運用課長
宮崎本校整備課長
帯広分校実科首席
帯広分校総務課長代理
帯広分校運用課長代理
帯広分校整備課長代理
仙台分校実科首席
仙台分校総務課長代理
仙台分校運用課長代理
仙台分校整備課長代理

事務局長
事務局員

宮崎本校事務局長
宮崎本校会計課長
宮崎本校会計課職員